

要 望 書

平成30年7月豪雨に伴う災害に対する要望

平成30年8月

岡 山 県

本県では、平成30年7月豪雨による河川の決壊などにより、60人を超える多くの尊い人命が失われるとともに、住家被害は、全半壊が5,700棟を超え、床上浸水は4,500棟以上に及んでいます。

また、道路、河川、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動への影響も深刻となっています。

こうした中、住民の生命・身体安全確保を最優先に、被災地の応急復旧、被災者の支援等に全力を挙げて取り組んでいるところであり、国においては、発災直後から人命救助活動をはじめ、被災者支援、災害廃棄物の撤去、河川の応急復旧など、様々な形で多大の御支援をいただいているほか、8月3日には、予備費を活用して1,000億円規模の被災地の生活再建と生業の再建に向けた支援パッケージを決定していただき、感謝申し上げます。

一方で、今回の豪雨災害は、被害が広範囲にわたる上に、その影響も多岐にわたり、復旧に向けては、過去最大規模の費用や時間が必要となることが見込まれております。

県は、復旧復興に向けて、確たる歩みを続け、この困難を必ず乗り越える決意であり、県民の生活や経済活動が速やかに回復するよう、引き続き次の事項について、御支援を賜りますようお願いいたします。

平成30年8月8日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 国の財政支援について

現時点で住家の全壊が4千件を、半壊が1千件を、床上浸水・床下浸水が1万件を超えるなど本県の被害は広範囲にわたっており、今後の復興に向けた対応が確実に長期化し、被災者の救援、災害復旧等に多額の経費を要することが見込まれる。

発災以来、本県では、既存予算の流用や2度の専決による補正予算編成により、被災者の生活再建支援、公共施設の応急復旧、地域産業の復興支援等に全力で取り組んでいるが、通常の財源のみで対応することは困難であるため、必要な施策に躊躇なく対応できるだけの財政支援を行うこと。具体的には、熊本地震の際の措置も踏まえ、新たな補助制度の創設や補助率の嵩上げなど、国において必要な補正予算を編成するとともに、災害復旧事業及び災害関連事業予算の確保や特別交付税の特例的な増額配分を行うこと。

【要望の背景等】

- ・安倍内閣総理大臣からは、本県被災地御視察（7月11日）の際、十分な予備費もあり財政上躊躇せず安心して対応してほしい旨の心強い御言葉をいただくとともに、発災から1ヶ月が経過しない8月3日に「生活・生業再建支援パッケージ」として1,058億円を速やかに措置いただいたところ。
- ・これまで2度の専決（7/19:当面の緊急対応、8/3:国のパッケージに対応）により、約242億円の補正予算を編成したが、長期の行革努力等により捻出した財政調整基金の約6割（約72億円）を取り崩して対応している。今後、本格的な復旧復興事業に着手する予算を確保する必要があり、非常に厳しい財政運営を強いられる状況。
- ・熊本地震では、激甚災害指定等による国庫補助の拡充・強化に合わせ、手厚い地方財政措置により、地方負担が大幅に軽減され、力強い復旧復興につながっている。

（例）・取崩し型の復興基金（510億円）の創設

- ・廃棄物処理特例（地方負担額の全額に災害対策債〔充当率100%、交付税措置95%〕を充当、元利償還に対してグリーンニューデール基金を措置）
- ・児童生徒の心のケア支援に係る国庫補助制度の創設
- ・交通安全施設等災害復旧事業に係る国庫補助率の嵩上げ（5/10→8/10）
- ・1日も早い被災地の復旧、生活の再建、そして生業の再建等に向けて、格別の配慮をお願いしたい。

2 災害復旧事業等の推進について

住民生活の安全・安心の確保を図るため、災害復旧予算の確保など、早期

復旧に係る積極的な支援を行うこと。

また、倒木や漂流物等の撤去、施設修繕などの応急対応についても格段の財政措置を行うこと。

3 復旧・復興に必要な人材の派遣について

- (1) 迅速な応急復旧や被災者への生活再建支援など、さらに多くの人材が必要となることから、国・地方自治体職員の県及び市町村への派遣について、必要な支援を行うこと。
- (2) 職員派遣や受入れなどに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

【要望の背景等】

- ・ 発災直後から、他の自治体から派遣職員の応援を受け、緊急対応を行っているほか、中長期にわたる復旧・復興対応のために35名の応援派遣を要請し、8月6日から順次受入れを始めているところ。
- ・ 発災直後からの応援団体においては、派遣職員の旅費や宿泊費等の経費が生じるとともに、本県においては、中長期の派遣受入れに際し、応援団体に対する人件費等の負担金や公舎借上げ料等の経費が生じる見込みである。
- ・ 自治法派遣に係る受入れ経費については、特別交付税措置がなされるが、更なる特例的な措置を求めるもの。
- ・ 自衛隊をはじめ各分野における専門家や国・地方自治体職員の派遣や受入れなどに要した経費は、個々の被災状況や猛暑等の異常気象も考慮のうえ、被災自治体に過度な負担が生じないよう必要な措置を求めるもの。